

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和4年10月13日(木) 午前10時 議場

## 出席委員(8名)

(委員長) 土 光 均 (副委員長) 田 村 謙 介  
安 達 卓 是 塚 田 佳 充 津 田 幸 一 錦 織 陽 子  
森 谷 司 吉 岡 古 都

## 欠席委員(0名)

## 説明のため出席した者

- 【こども総本部】景山部長  
[こども政策課] 松田次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐  
榑原子育て政策担当主任  
[こども施設課] 斎木課長 柘本子育て施設担当課長補佐  
[こども支援課] 金川課長  
【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長  
[生涯学習課] 毛利課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 上原生涯学習担当係長

## 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 土井議事調査担当主任

## 傍 聴 者

稲田議員 今城議員 岩崎議員 大下議員 門協議員 戸田議員 西野議員  
又野議員 松田議員 矢田貝議員員  
報道関係者3人 一般1人

## 報告案件

- ・公立保育所の統合・建て替えについて
- ・令和4年度米子市成人式典について

## 協議案件

- ・行政視察について
- ・委員会運営について

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○土光委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

本日は執行部から2件の報告がございます。

今日の議事日程、事前にお配りしている報告案件ということで、1番、2番。それから、この後、執行部退席の後に協議事項が2件あります。そういう形で今日は進めていきます。

初めに、公立保育所の統合・建て替えについて、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 それでは、公立保育所の統合・建

て替えについて御説明申し上げます。資料の順番が前後しまして恐縮ですが、まず初めに、資料の4ページをお開きください。この資料は、第2期米子市子ども・子育て支援事業計画のうち、公立保育所建て替えに係る個別構想に係る部分を抜粋して載せたものでございます。本個別構想につきましては、平成30年9月26日に開催された当時の常任委員会であります市民福祉委員会で御説明させていただいているところございまして、その後、同年9月から10月にかけて、市内の公立保育所全園の保護者を対象に、本個別構想について説明会を開催したところでございます。その後、本市では、本個別構想に基づき、公立保育所の統合・建て替えを進めているところでございます。本年4月に、米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園とを統合した米子市淀江どんぐりこども園が開園しました。また、同時期に、米子市春日保育園と社会福祉法人米子福祉会の運営する巖保育園とが統合し、米子福祉会立の箕蚊屋保育園が開所したところでございます。このたびは、その下の赤枠で囲っております西保育園、ねむの木保育園、東保育園、南保育園、この公立4施設の統合・建て替えにつきまして、その時期等、今後の見通しについて御報告申し上げますのでございます。

資料の1ページにお戻りください。2の統合・建て替えの概要の記載に沿って、各園の統合・建て替えの概要について御説明申し上げます。まず、東保育園ですが、既に御案内のとおり米子市立啓成小学校の改築に併せまして、同校と同じ敷地内に本市初の幼保小連携型の施設として建て替え整備することとしております。こちらは同園単独での建て替えとなります。建て替え後は、淀江どんぐりこども園と同じ幼保連携型認定こども園とすることとしております。開園時期は令和7年4月を予定しております。当初は、令和6年度の開園に向けて準備を進めておりましたが、建設予定地に遺跡があることが判明したことから、発掘調査を行う必要が生じたため、開園時期が1年程度後ろ倒しとなることとなりました。定員は150人を予定しております。

新しい園の特色としましては、小学校と隣接して幼保小の連携の強化を図るとともに、地域子育て支援センターを併設し、地域の子育て支援の拠点とすることとしております。また、一時預かり保育につきましては、現在の東保育園においても実施しておりますが、新しい園においても引き続き行いたいと考えております。

次に、西保育園、ねむの木保育園についてですが、こちらは両園による統合・建て替えを予定しております。設置場所は現在の西保育園の敷地に建設する予定です。建て替え後は、こちらも幼保連携型認定こども園とすることとしております。開園時期は、令和8年4月を予定しております。定員は120人を予定しております。

新しい園の特色としましては、現在、公立においては医療的ケア児の受入れを南保育園で行っておりますが、南保育園の民営化に伴い、統合・建て替え後は本園で受け入れることを考えております。医療的ケアが必要な子どもの受入れ体制をより整えるとともに、鳥取大学医学部附属病院や鳥取県医療的ケア児等支援センターなどの関係機関との連携の迅速化、円滑化を図りたいと考えております。また、同園においては新たに一時預かり保育を行う予定にしております。

最後に、南保育園についてですが、こちらは社会福祉法人米子福祉会の成実保育園との統合・建て替え民営化を予定しております。新たな園の運営は米子福祉会が行います。設置場所は、米子市立明道小学校と同じ敷地内とすることを考えております。園舎の建設は

米子福祉会が行われます。建て替え後は保育所となる予定です。開所時期ですが、令和8年4月を予定しております。定員につきましては、今後、本市と米子福祉会とで協議の上、米子福祉会が決定されることとなりますが、現在の南保育園と成実保育園の利用人数から130人程度になるものと見込んでおります。

新しい園の特色としましては、小学校と隣接して保小の連携の強化を図るとともに、地域子育て支援センターを併設して、地域の子育て支援の拠点とすることとしております。また、一時預かり保育につきましては、現在の成実保育園においても行われておりますが、新しい園においても引き続き行われる予定です。

これらの統合・建て替えを行うことにより、次代の社会を担う就学前の子どもたちが安心して、健やかに伸び伸びと生活し、集団生活を通して学ぶことができる環境を持続的に提供する体制を整えるとともに、幼保小の連携、地域の子育て支援及び特別な支援が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていきたいと考えております。

なお、各園の保護者へは、明日14日から24日までにかけて、各園2回ずつ説明会を開催することとしております。また、各園が所在する地域へは、各地域ごとにそのやり方を相談しながら、説明をさせていただくこととしております。また、南保育園の統合相手となる成実保育園の保護者及び地域に対しましては、米子福祉会が説明を開催されることとなっております。

新しい園を造るに当たっては、保護者や地域の皆様に御意見をいただきながら、子どもたち、保護者、そして市民の皆様にとって、よりよい園となるようにしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から、御意見、御質問を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 幾つか質問させてください。西保育園とねむの木保育園の幼保連携型認定こども園にするということなんですけども、これまで西保育園では120の定員と、ねむの木保育園は58人の定員で、ねむの木はゼロ歳と1歳児のみだったんですよね。それで、これ統合して120人の予定になってるんですが、その中の定員のそれぞれの年齢の割合はどういうふうに今計画しておられますか。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** これからこちらのほうは決めていくこととなりますが、今の予定で言いますと、ゼロ歳児が9名、1歳児9名、2歳児12名、3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名、合計120人ということで、現在のところ予定をしておりますが、今後の需給状況とかも踏まえて、こちらは柔軟に検討したいと思っております。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** まだ、令和8年ということなので、いろいろ調整ができる時期だと思うんですけど、そういうことになると、今の計画では、ねむの木保育園の58名、ゼロ歳、1歳児が18名しか受け入れないということになるんですね。そうすると、40名はどこに行くのかって。米子市の方針としては、もう民間に行きなさいということなのかもしれない

ですけども。

私自身3人の子をねむの木保育園にお世話になってまして、非常にきめ細かい、ゼロ歳、1歳っていう、本当に赤ちゃんなので、本当にきめ細やかな保育してもらってありがたかったし、それから、その当時あったかどうかちょっと忘れたんですけども、月1回の管理栄養士の方から食事の相談っていうんですか、そういったこともされていて、特に離乳が始まったりとか、そういうときのこととは、ほかの3歳児以上、2歳から5歳児ですか、そこの保育っていうのはちょっと保育の質っていうか、違うと思うんですね。

それと、例えば園庭だとか、プールだとか、どういう格好になるのかっていうことも、ねむの木だとか、西保育園だとか、東保育園だとかの大きい子の保育園とは違うんですよ。だから、それを、今の西保育園のあの敷地の中で完結しようと思ったら非常に難しいと思うし、とても今のねむの木でやっておられるような保育がちゃんとできるのかなというふうに、赤ちゃんのまだちっちゃい子と少し大きくなった子と一緒にいる、そういう危険性というのもあると思うんですね。だから、ここは、しっかりちょっと考えていただきたいと思うんですけども。今の保育園の敷地って、私、園庭狭いと思うんですね。あそこに、小さい子用のプールを造ろうとか、そういうこと考えた場合に、そう思うんですけど、どうなんでしょうか。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 敷地内で小さい子と大きい子が一緒に過ごすっていうところで、安全性とかというお話なんですけど、そちらのほうはまだこれからの設計とかに、これから入っていくところで、その辺もしっかり踏まえながら考えていかないといけないと思っているところなんですけども、例えばプールとかも、建物の2階とかを活用してっていう考えもありますし、その辺いろいろ工夫しながら、安全性の保てたい施設にしていきたいとは考えております。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 私は、非常に危ないし、心配だなというふうに思います。指摘はここまでしておきたいんですけども。

それと、南保育園ですね、今回、統合して民間にすることなんです。統合されるほうが、されるほうかっていうか、成実が50で、南保育園が今90人で、一緒になるってことなんですけども、これも明道小学校の敷地、グラウンドのところになるんだと思うんですけども、今、東保育園、今度150の定員、今いる30人定員多くなって、啓成小学校と同じ中に入るんですけど、やっぱりグラウンドがかなり狭くなるなという印象を受けます。そういうことから考えると、もう東保育園のほうはどうにもならんかなと思うんですけども、南保育園のほうは、まだまだこれからということなんだろうけど、その大きさの問題もありますけども、なぜ米子市の敷地内に民間の保育園ができるのかっていうのが、私、ちょっと理解ができないんですけども。建てるのは福社会だっていますけども、敷地は米子ですよ。買ってもらうわけじゃないんですよ、敷地を。この点どうなんでしょうか。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 南保育園の新しい統合園の敷地につきましては、貸付けを考えております。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 貸付けということですね。賃料で土地を年間で幾らということで貸し付けるということですね。例えば、箕蚊屋保育園の敷地は箕蚊屋保育園の敷地、福祉会の敷地だと思うんですけど、この同じ保育園、物の考え方として米子市の敷地に米子市が民営化をお願いするほうですよ、一緒にして。そこに、運営主体は福祉会なんですけども、こういう例ってありますか。民間にして、その敷地は貸してあげて、何か県内の市町村でそういう例ってあるんでしょうか。私、ちょっと分からないで聞くんですけども。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 先ほどのお答えで貸付けと言いましたんで、ちょっと誤解があったかと思うんですけど、こちらは無償での貸付けを考えております。

例といいますか、現に、福祉会の土地、無償で貸し付けているっていう土地も本市でございます。

こちらの無償貸し付けするということなんですけど、社会福祉法人が社会福祉事業に活用するということで、社会福祉法の第58条に、地方公共団体は必要があると認めるときは、通常の条件よりも有利な条件で財産を貸し付けることができるというような規定がございまして、今回、本市の統合・建て替えの計画に伴う統合でございますので、無償での貸付けを予定しております。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 最後にしますけども、この南保育園、これを福祉会に運営してもらおうということで、職員は何名減るんですかね、園長さんを含めて、米子市の職員は。

○土光委員長 永榮課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 申し訳ありません、今、ちょっと職員数は、こちら手元に資料ございませんので、また後ほどお返事させていただきます。

○土光委員長 だから、職員数については資料の形でということですか、錦織さんとしては。

○錦織委員 今、分からなければもういいです。私も調べます。皆さんに、この場でばつと聞いてほしかったから聞いたまでですから。

○土光委員長 それに関しては分かりました。

○錦織委員 以上です。

○土光委員長 ほかに。

安達委員。

○安達委員 すみません、隣の錦織委員と重なって、重複は避けたいと思うんですが。最後の部分で、南保育園について錦織委員が質問された貸付けって答えをされたと思うんですが。昔で言うと、教育財産施設を使う際には、他団体が、行政許可で貸付けをするんですか、行政財産の使用許可じゃないんですか。昔人間でちょっとそこが分からないんですが、昔だったら、行政財産の許可っていう手続を取ったと思うんですが、今は貸付けができるんですか。そこをちょっと教えてください。

言ってることが分かりませんか。行政財産は、許可申請で許可しますよね。他団体が行政施設を使う際に、行政財産あまり貸付けっていうのをしないんですよ、普通。自分も

昔、行政財産を他団体が使いたって言ったときには許可をしたと思うんですが、今、法律が変わって貸付けができることになったんですか。そこをちょっと教えてください。

**○土光委員長** 斎木こども施設課長。

**○斎木こども施設課長** 南保育園予定地のところですが、現在、学校の施設となっておりますので、教育委員会の所管の行政財産という位置づけでございます。このたびの保育園の建設に当たりましては、この所管替え、行政財産から普通財産に所管を替えまして、ここからの貸付けという手続になろうかと思いますが、行政財産そのものから貸付けというのはできないルールになっております。以上です。

(「分かりました。」と安達委員)

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** そのところが、財産の所管替えっていうですかね、その手続を取るということですね。分かりました。

それと、今回、3施設がこのように予定ということで、予定という言葉と想定という言葉を使い分けておられますが、そのところも聞きたいんですけども。3施設を今後このようにしたいということですけども、何点か続けて聞かせてもらうんですが、この東保育園でしたら150人予定、次は、西とねむの木が予定ですよ。その次、今言った南保育園は想定という使い分けをしておられますが、この想定、予定をどのような使い分けで、このように明記されたのか、計画されたのか、教えてください。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** こちらの建て替え後の定員の予定と想定の使い分けというところなんですけど、こちら東保育園の建て替え後の園と、西、ねむの木保育園の建て替え後の園は、公立で建て替え後運営しますので予定ということで、本市が決めるというところで予定としております。南保育園につきましては、統合後は民営化ということで、米子福祉会さんがこの定員については決定されますので、予定というよりは想定ということで、そういう言葉の使い分けをしておるところでございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** すみません、なかなか分かりづらいところがありますが、今後の予定の中の大きくりで考えたいと思いますので、そこは後でまた今後のことを教えてください。

それと、これからの運営をそれぞれ分けて、いわゆる建て替え後の保育施設の分類っていうところで、幼保連携型認定こども園、それぞれ分けておられますが、この分けた理由っていうのは、自分が思ったのは、保育所という言い方で運営しないのか、分けられたそのそれぞれの施設の運営の在り方はどうやってこのように区分を分けられたのか教えてください。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 本市の統合・建て替えに係る方向性としましては、この幼保連携型認定こども園というのを今後基本としておまして、幼保連携型認定こども園といいますのは、3歳以上の教育を受ける子ども、幼稚園機能と、あと保育所機能、ゼロ歳から就学前の保育の必要な子どもを保育するという保育所機能、これの合わさったものが幼保連携型認定こども園というものになるんですが、こういった就学前の子どもを一体的に預かる施設を米子市としては整備していこうというところでや

っておるところでございます。

南保育園の統合園がなぜ保育所なのかというところなんです、こちらは米子福祉会さん、今運営されているのは、全て米子市内で保育所のほう運営されておられまして、今、ノウハウのある保育所としての運営でまずスタートして、子どもさんにとって安心な円滑な統合を行いたいという考えの下、保育所としてスタートされるということで、予定で伺っております。ただ、今後、こども園化についても検討されるというふうには伺っております。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 後段の部分が少し分かりづらいですし、まだ要するに決まってない部分もかなりあるというふうに理解しようとしたんですけども。それにしてもちょっと区分の仕方が、市の主体的な考えが相手に伝わったのかどうか、まだその段階にいてないのかということも含めて、もう少し具体的に決まった段階なら決まった段階でいいですが、今日は答えられない部分があると思いつつ、またそこは報告なりで、こういう場で答えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、何点かもう一つ、すみません、聞かせてもらうんですが、この3施設の中で、それぞれ、一番最後の特色というところで、子育て支援センターがあるないがありますよね。ないところは近いところに子育て支援センターのそういった機能を持った施設があるために子育て支援センターを併設しない理由なのか、そこも教えてください。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** この子育て支援センターについて、西保育園、ねむの木保育園の統合園では、設置を予定してないというところなんですけど、こちらまず、医療的ケア児の受入れという機能を担うというところが1点ありますし、あと、委員おっしゃいましたとおり、近くに東保育園のほうで子育て支援センター設置します。あと、キッズタウンかみごとのほうにもございますので、立地的にも考えて、こちらのほうには設置を予定してないというところがございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 最後にしようかと思うんですが、最初のところで僕が質問した予定と想定の違いがあるというところが、ちょっと自分も少し理解しようと思うんですが、3施設の中で特に気になったのは、南保育園の在り方、運営の仕方の中で、学校では小学校1年生の通学路というのが何キロぐらいってほぼほぼ説明されるんですが、保育園の通園距離というのはどのように理解して、この建物施設を建設されようとしてるのか、少し気になります。というのは、距離がどのように通われるのか分からんですけども、今、保育園の運営というのは、どこでも市内だったら、市外でも委託契約結べば通わされますが、その遠さが、距離数が少し気になっておられまして、その辺はどのように今答えられるのか、お聞きしたいと思うんですが、距離感というのは、どのように施設の建設を考えられたのか教えてください。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 保育所施設の登園の距離感というところなんです、保育施設につきましては、市内全域で1つの区域として見ておられまして、徒歩で通園されるお子様もいらっしゃるんですが、多くは保護者様が自動車などで登

園されるっていうこともあります。そういうところで、小学校のような校区制ではないというところで、登園距離というところでは保育所は設定、特にこういう登園距離という設定はしておりません。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

田村委員。

**○田村委員** さっき、安達委員からも出ましたけれども、私、地元、成実の問題ですので、お話ちょっと聞かせていただきたいんですけど、まず、非常に遠くなるということに対して保護者の方が徒歩とか、いろいろ連れてくるということなんだけれども、市とすると、要は乗用車で連れてくるというのが前提だというふうに考えていらっしゃるのですか、確認です。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 乗用車前提ということではないですが、もちろん歩いてであったり、自転車であったり、いろんな交通機関で登園される場合があると思いますが、自動車で通園される例が多いと思っております。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私、知る限り、成実保育園なんか、手つないで、おじいさん、おばあさんが連れてこられたり、お母さんが自転車の後ろ、前に積んで来られたり、そういうのよく見ます。そういう方々が、これ約4キロぐらいあるんですけども、新たな負担として父兄の方に強いるということになる、この配置というのは非常にちょっと疑問ですし、部長にも以前申し上げたことありますけれども、この中間地点、例えば美吉地区であるとか、そういうところに建てるというような検討はされたのか伺います。

**○土光委員長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** その他の建設地を検討したのかというお話についてでございます。当然のことながら、この間、平成30年にこういった構想を打ち立てました以降、何年かかけて、福祉会さんのほうとは、建設地の件につきましては検討を重ねてまいりました。若干具体的に申しますと、おっしゃるとおり駅南のほうをまず、どうだろうかというようなことで、市、そして福祉会さん共々、双方に探してきておりました。美吉という地名が出ましたけれども、福祉会さんはそこも含めて、つぶさに探してきたというふうにお聞きしております。そういった中におきましても、なかなか適地が見つからなかった。それは最近の確認でも、田村委員さんからお話も若干いただいておりますので、その確認も含めて、お話を聞いておりましたけれども、やはり難しいというところから、そうであれば、この今回啓成小学校が建った、その次に、東保育園をという計画を本市のほうがしておりますけれども、ちょうどこの近年、小1ギャップというような課題が非常に多く出てきておまして、保幼小の連携が必要になってきた。そういった課題も含めまして、市内で一番広い敷地であります明道小学校のグラウンドに、ということをお考えいただいております。以上です。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 保幼小の連携ということであれば、この成実保育園に通っていた子どもたちが明道に通うということになると、そこで連携をされてしまうということになると、現在

ある成実小学校に入ってきてくれる子どもたちが、いわゆるアイデンティティーがもう明道のほうに持ちちゃうんじゃないかという危機感を非常に私は持っております。すなわち、現在の地元の話しちゃうと、旧180号線を奥谷から先、美吉地区、ここまでが成実地区なんですね、公民館の地区で。いわゆる小学校の校区でいうと、成実の地区なんですけれども。最近、この美吉地区については、目が市内のほうに向いちゃって、背中にある成実地区、地元である成実に目が向かないということが今、既に起こっております、本来成実小学校に通う子どもたちが、もう現在、明道に通っているし、中学校ももうそっちのほう志しちゃう、尚徳に行かないというようなことになっております。

今回の、先ほどおっしゃったような幼保小連携ですか、そういったことで、その子どもたちがくくられちゃうと、この成実地区の未来を担ってくれるであろう子どもたちがその地域の風光明媚なところで生き生きとということから、もう都会ですよ、そっちのほうにもう憧れちゃって、そっちのほうにいっぱい友達ができてしまう。そういうことで成実小学校、ましてや尚徳中学校も通わない、そういったことが出てくるんじゃないかと私は危惧をしております。当局はどのように思っておられるのか伺います。

**○土光委員長** 景山部長。

**○景山こども総本部長** 補足して申し上げますと、保幼小連携と申し上げましたが、必ずしも、例えば、先に建ちます啓成小学校、東保育園のほうですが、東保育園の子どもさんが啓成小学校に上がるというものではございません。先ほど永榮補佐のほうで御答弁申し上げましたとおり、米子市におきましては、全市1区という考え方の下、保護者さんの就労支援施設でございますので、いろいろな、例えば勤務先に近いがいい、途中がいい、はたまた御自宅に近いがいいということで、御選択をいただく。そんなふう提供しているという状況であります。ですので、今度の統合園が明道小学校の敷地に入った場合に、間近で小学校のお兄さん、お姉さん方の過ごす姿を見られる子どもたちが、ぜひ地域の小学校にスムーズに入学して、つまづくことなく小学校生活を送っていただけるように、そんなふうな施設として隣接させたいというような思いでございました。

そして、成実の保育園の園児さんが、そのまま統合園に上がられるかと申しますと、そこにつきましても、毎年、入所の申込みをいただいておりますので、例えば、新たな保育所の配置図、それは公立も私立も、そして幼稚園とか様々な、今、保育施設等がございますので、それらを御覧いただきながら選択をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 分かりました。実施事業者の福祉会さんの了解ということであれば、これはもうしようがないのかなと思うんですが、この新園舎が明道小学校のグラウンドにできるというような形になっておりますが、今現在、道路とグラウンドの間には非常に高いフェンスがありますよね。あの高さでボールが行き交う、飛んでってというようなことを考えますと、どのような、新園舎との間にそういう危険回避の柵、どういったものが考えられるのか、もしそれがあるのかなにかによっては、例えば明道小学校の子どもたちが思い切りボールも蹴れない、野球もできない、そういうグラウンドになってしまう、そういうことも、私考えられるなと思うんですが、見解を伺います。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 例えば、今、先に進んでおります啓成小学校の、新しい東のこども園のところなんですけど、今、実施設計中で、まだこれから決めていくところではあるんですけど、予定としては、グラウンドと園舎との間に高いフェンスを置いて、小学校のボールですとかが飛んでこないように、安全は確保したいという設計で進んでおります。明道小学校につきましても、グラウンドと隣接ということになりますので、同じような考えでやっていきたいと思っております。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 最後にいたします。既に部長の報告によりますと、自治連合会であるとか、公民館とか、報告されて、了承、是としていただいたということを知っておりますけれども、一番心配なのは、やはり父兄の方がどのような反応されるのかなということ是非常に心配をしております。私、さっき言ったような、子どもたちがなじみのある、そういった明道方面に目が向いちゃうんじゃないかというような懸念もあると思いますし、その辺りの説明等は地域に対してしっかりと継続して行っていただくように要望したいと思います。以上です。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 先ほど、保育園などは全市1区として考えてというお話を伺いました。新しい園がどこにできるかに関係なく、例えば、保護者の方の要望とか、あと保育士さんの要望とかを聞くというのは、そこに入るか入らないかにかかわらず、今どういう御不便を感じておられるのかということを知るといいのではないかなと思ったんですが、そういったアンケートなどの予定はありますでしょうか。

**○土光委員長** 永榮課長補佐。

**○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 保護者様に対してですけど、明日14日から24日までにかけて、各園2回ずつ、保護者様に対して説明会を開催する予定にしております。これは、今回言ってみればスタートみたいなものですので、今後も事業の進捗具合に応じて、保護者様へ説明させていただいて、御意見を伺う機会を設けたいと思っております。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 説明会で説明を聞いて、それに対してというよりも、今現状で保育園に通わせていらっしゃる保護者さんとかの御要望とか、御不便を感じている日常のことを、先日のようなウェブアンケートなどで拾い上げたらどうかなと思いましたが、説明会以外の方法も考えていただけたらと思います。以上です。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時42分 休憩**

**午前10時44分 再開**

**○土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、令和4年度米子市成人式典について、当局の説明を求めます。

毛利生涯学習課長。

**○毛利生涯学習課長** それでは、お手元の資料に基づいて、令和4年度の米子市成人式典について開催の概要を御説明したいと思います。

その前に、ここまでの経緯というところで1点御説明を申し上げたいと思うんですけども。本年の4月から民法が改正になりまして、成年年齢、これが引下げになりました。これに伴っての米子市の式典参加者についてなんですけれども、米子市では対象の年齢を二十歳とすることを令和2年8月に方針として決定いたしまして、議会にも令和2年の9月議会に御報告を申し上げているところなんですけれども、年数がたっておりますので、そのときの考え方を1点お話をしておきたいというふうに思います。

これまでの本市の成人式は、本市で生まれ育った二十歳の若者に対して開催をしてきたという経過がございます。それが、令和4年の4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを受けて、令和4年の18歳となる方及びその保護者に対して、成人式に関する意識調査を行いました。その結果、18歳の時期というのは受験や進学、就職等で負担が大きい、そういう意見がありまして、できれば二十歳で開催してほしいというような大きな要望がありました。

本市としては、参加される当事者の意見を最大限に考慮し、当面の間は当該年度に二十歳となる方を対象とする式典を開催することとしたいと、そういう考え方をまとめまして、令和2年のほうに御説明申し上げているという経過がございます。

それを受けまして、資料に戻っていただきまして、令和4年度の米子市成人式典についてということをお説明したいと思います。まず、名称なんですけれども、名称につきましては、「米子市二十歳を祝う会」というふうに名称を変えさせていただきたいとします。変更にあたっては、対象者が20歳、二十歳を迎える方であること、それから、対象者を祝福する式典であるということから、成人式ではなくこの名称としたいというふうに思っております。

開催の概要につきましては、そちらに書いてあるとおりでございます。社会に羽ばたく青年を祝い、激励し、より深く社会人としての自覚を促すということを目的としまして、ふるさとへの愛着の醸成を図りたいと思っております。

日時は令和5年の1月の3日、午後2時から3時30分、会場は米子コンベンションセンター多目的ホールでございます。本年度の対象者ですけれども、令和4年10月1日現在で米子市に住民票を有する平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方ということになっております。この方に対して案内状を10月末をめどに発送する予定にしております。

1点、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、鳥取県新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドラインに基づく感染予防対策というのを講じていくというところにして、参加者が参加しやすくなるように、安心安全な環境で開催することというのを大事にしていきたいというふうに思っているところでございます。

資料及び説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質問、意見等求めます。ございませんでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡委員 前回も新型コロナウイルスの対策をして開催されたと思いますが、その後、何か、それがきっかけで感染が広がったとかいうことは特になかったでしょうか。

○土光委員長 木嶋生涯学習課生涯学習担当課長補佐。

○木嶋生涯学習課生涯学習担当課長補佐 先ほどの感染についてのお話ですけれども、昨年、10月に延期したものをまず開催しました。本年の1月にも通常のものもさせていただいたんですけれども、どちらも感染対策は十分にさせていただいて、その後広がったっていうことの報告はいただいておりませんので、そこは十分できていたと考えております。以上です。

○土光委員長 ほかに御意見、御質問等ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 特にないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時50分 休憩**

**午前10時52分 再開**

○土光委員長 民生教育委員会を再開いたします。

あと、協議したいことが2件ありますので、一つは、今資料をもうお配りしました。視察についてに関して、ちょっと説明、それから質問等をしたいと思います。

それからもう一つは、前回9月の民生教育委員会で、特に陳情に関しての審議の進行に関して、その当時、議長から進行に関して違和感があるというふうな考えを聞きましたので、これについて皆さんに説明をして、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

では、最初に視察についてということで、今、行程表を配りました。これ、もう今日が最後で、10月31日、特にこの間、改めて打合せ等はないので、そういう前提で質問等があればお願いします。

まず、日程に関しては、事務局でいろいろ御足労いただいて、一応確定しました。これで行います。まず、出発のときに、8時55分、これは変更ないんだよね、はい。だから、集合時間を決めたいと思います。この出発時間から40分前ということで、そうすると、8時15分ということにします。8時15分。場所は、荷物検査をする前、入る前の、ちょっと売店があったり椅子があったりしますが、2階です。2階の荷物チェックをする、入る前のところで集合時間8時15分ということでお願いをしたいと思います。

それから、チケット等は事務局、土井さんがまとめて持っていますので、こちらとしては特に準備は不要です。チケットはまとめてそこで持っています。それが出発時間に関してもです。

それから、最終日ですが、11月2日、羽田空港18時20分、これは25分なんだよね。月が変わって少し時間が変わりますので、ちょっと修正をお願いします。羽田空港は18時25分です。到着も、これも5分プラスかな。50分ですね、失礼しました。到着は19時50分、ここは修正をお願いします。

この最終日、この日は午前中、八王子市の視察ということで、これが、もう基本的には午前中に終わります。行程表には行く行程を書いています、要は、昼で終わっちゃうので、直接あるところで、もう自由に、間に合うように来てくださというふうな、一言で言うと自由行動みたいな。だから、終わった後で食事とかして、あるところで羽田空港が18時25分発なので、もうそこに間に合うようにというふうにしてもいいのではないかと

というふうに私は思っています。実際、もしそういうふうにするのだったら、もう集合時間を、これはもうチェックインして搭乗口前、そこに30分前ということで。だから、17時55分か。というふうに考えています。ちょっと御意見をお聞かせいただければと思います。

あと、こちらから説明することありますか、何か。

(「ありません。」と声あり)

土井さん、こちらから説明することあれば、ちょっと追加でお願いします。

**○土井議事調査担当主任** ここには昼食のこととかを入れておりますけれども、これはあくまでも想定でありまして、10月31日の初日は羽田空港で昼食というふうにしておりますけれども、ここで昼食を取らずに上尾まで行って、上尾で昼食ということも可能でございます。それと、11月1日の真岡駅というのは、時間的にはもうここで、真岡駅近辺で昼食がいいのではないかとということで、想定で書いております。11月2日の八王子ですけれども、八王子市役所での視察が12時までですので、この近辺で昼食もあり得ますし、八王子駅のところまで戻りましてそこで昼食ということもありますし、その都度都度で御相談させていただければというふうに考えております。以上です。

**○土光委員長** こちらからは、とにかく、今日が全員で直接顔を合わせるのは最後なので、とにかく集合時間、8時15分、米子空港の2階の荷物のチェックする前の場所、そこだけは確認をしてください。

あと、これに関して質問等あればということで。

安達委員。

**○安達委員** 最近、公共交通乗ったことないんで、特に飛行機がちょっと危ういなと思って聞きますが、10月31日、2階の搭乗手続前で集合ということを確認させてください。

**○土光委員長** はい、そうです。

**○安達委員** はい、分かりました。

それと、最終日、羽田に乗る搭乗手続前の時間がすごくありますよっていうさっき説明あったんですが、この公共交通ルートを使わない場合はどうなるんですか。自分は、じゃあ、八王子の市役所終わったら、さよならで、羽田で会いましょうねまでは自由に考えていいんですか。ちょっと危ういんじゃないかなと思って。

**○土光委員長** 集合時間は、とにかく米子空港の2階の荷物検査をする前、椅子とか並んでますから。

(「保安場の前。」と声あり)

名前は、保安場前です。

それから、最終日で、視察自身は午前中で、だから、午後はもう帰るだけということになって、私は先ほど自由時間というふうに言いました。それでいいのではないかと考えています。危うさはあるけど。

(「チケットは・・・。」と声あり)

チケットはもうこの時点では各自に渡してます、当然。荷物チェックとか全部するから、チケットは各自で持っていることが前提です。

**○安達委員** いやいや、チケットっていうのは。

**○土光委員長** 航空券です。

○安達委員 JRなんかのチケットをもらっちゃうってことですか。

○土光委員長 すみません、私が今言ったチケットは航空券のことです。

○安達委員 だから、私が聞きたいのは、JRのチケットはどうなるのかなと思って。

○土光委員長 もし自由行動だったら、チケットも準備しよう、行程も確定できないので、そこは特に、もう御自由というふうに考えてますが。

○安達委員 いやいや、事前に買わないんですか。土井さんが用意しない。そこははっきり……。

○土光委員長 自由行動だったらそうなります。

○安達委員 いやいや、だから、自由行動にしちゃうと、この予定は白紙だということですよ。そこをはっきりしてください。

○土光委員長 田村委員。

○田村委員 まず、横浜駅の時点で、もう京急のチケットを配ってもらったらいんです。その後、横浜から自由にしたらいいと思うんです。要は、八王子から横浜までは皆さんで移動して、そこで各自チケットをもらって、そこからJRで行こうがバスで行こうが、それはそのチケットでターミナルまで来てもらえる状況はつくって、その後、eチケットで搭乗カウンターのとこまで集まるということだと思いますよ。

だから、ちょっと安達委員もいろいろ何か錯乱されとるけども、横浜まではみんな一緒にいったらいいんじゃないでしょうか。よろしいですか。

（「そういうことは意思統一してほしい。」と声あり）

○土光委員長 今の田村委員の言われたのは、横浜駅まではみんなそこに行く。そこで。

○田村委員 そこでもうチケットをもらって、京急の電車のチケットをもらったら、その後はもう自由にしてでいいんじゃないですか。もうそれでいいじゃないですか、もう。今言うことじゃないよ、これ。

○土光委員長 失礼。ちょっとその前に、これは最終日じゃなくて、公共交通で移動になるので、これの移動は基本的にSuica、ほかの名前もあるかもしれないけど、ICカードでいいのではないかと考えてます。もちろん、持ってなくて乗車券買ってでもいい。だから、これはもう、各自、御自分のです。だから、事前に幾らか前渡しをして、各自これは1日目、2日目も含めて、もう各自のSuicaでやって。

（「ちょっと待って、待って。」と田村委員）

後で最終的に精算というふうになると、今の最終日の京急エアポート急行も、もう、要はチケットなしでSuicaでというふうになります。ということでもよろしいでしょうか。

田村委員。

○田村委員 Suicaは、今の議員が、全員じゃあSuica持ってますよって多分ないと思うんですけども、私、以前、委員会視察行ったときに、事務局からSuica渡されてるのを実は今まだ持ってるんです。それを使ってよいのかどうかということと、そういうのは、そういう状況ってみんなはそうじゃないと思うので、統一して事務局が、いわゆる、朝、米子空港の時点でもうSuicaをそろえてお渡しをいただくというふうに言っていただければ、今みたいな話ってないんじゃないですかね。

○土光委員長 はい。

○土井議事調査担当主任 すみません、Suicaなんですけれども、Suicaは米子

駅ではちょっと買うことができませんで、ICOCAでしたら御用意はできる。

○田村委員 ごめん、Suica、ICOCAっていうのはもう何でもいいんだけど。

○土井議事調査担当主任 ICOCAでしたら御用意はできるんですけども、ICOCAがちょっと京浜急行が使えるかをどうかまではちょっと把握をしてないので、それは調べさせていただきます。それで、Suicaを事前にお持ちの方は、政務活動費とは別のSuicaをお使いいただきたい。政務活動費は専用で政務活動費用に使っていただく、視察等で使っていただくSuicaというのは別に御用意していただくこととなりますので、委員会で使うSuicaはまた別のものというふうにお考えいただきたいと思います。

Suicaにつきましては、もう既にお持ちの方はそれでお使いいただくという考えでおりまして、お持ちでない方は事務局のほうでチケットを購入してお渡しするというのを考えておりました。それで、Suicaをお持ちの方については、そこに必要な金額については事前にお渡しをしまして、チャージしていただいてお使いいただくというのを考えております。以上です。

○田村委員 ちょっと、統一したほうがいいんじゃないですか。

○土光委員長 というふうを考えていたんですが。

○田村委員 統一したほうがいいんじゃないですか。

○土光委員長 田村委員なので、もう統一したほうがすっきりするかなということで、ICOCAというのはここで準備できる。でも、Suicaは準備できないということなの。

○田村委員 いや、一緒、一緒。

○土光委員長 一緒。

○田村委員 交通系ICカード、みんな一緒です。SUGOCAもみんな一緒、ICOCAも。

○土光委員長 だから準備できる、こっちで。

(発言する者あり)

○田村委員 なら、それでいいじゃん。

(発言する者あり)

○土光委員長 できないんですか。

○田村委員 何を、いや、Suicaこだわるなら、ICOCAでいいじゃん。交通系のICカードなんでしょう。

(発言する者あり)

○土光委員長 分かりました。ICOCAは準備できると。それから、今、ちょっと土井さんから、京浜急行はちょっと分かんないということでしたが、できるということを今確認しましたので、じゃあ、もう、この視察のためにそれ用の専用のカードをこちらで準備して、一定額もチャージして、準備して、それでやるということでもいいですか。ICOCAでいいみたいですから。

○土井議事調査担当主任 皆さんの分を御用意すればよろしいですか。

○田村委員 全員、全員。

○土光委員長 はい、全員分。

○土井議事調査担当主任 全員分を。

○土光委員長 もうそれ用の、専用の。

○田村委員 もうそれでいいじゃん。

○土井議事調査担当主任 はい、かしこまりました。

○土光委員長 じゃあ、そうします、分かりました。

○錦織委員 それはまた回収してもらえばいいってことだね。

○田村委員 うん。

○土光委員長 ほかにこの視察について。

錦織委員、手挙げてなかったですか。いいですか。

○錦織委員 いいです、もう飛行機もみんな買って、準備してあるので。終わってから帰るのが遅いなどと思って。それだけのことです。

○土光委員長 ああ、それは。

○錦織委員 早い便がなかった。

○土光委員長 はい。

○錦織委員 いいです、いいです。

○土光委員長 いいですね。

○錦織委員 我慢します。

○土光委員長 じゃあ、視察については、とにかく集合時間はもうこれで。あとは随時相談しながらというふうにやっていきます。それから、カードに関してはこちらでもう全員分、それ用のを準備するということにします。

じゃあ、視察の件に関してはこれでよろしいでしょうか。

じゃあ、次の協議案件に行きます。

次の協議案件、今、資料をお配りしました、両面で表面は赤字が入ってるやつ、委員会運営についての考えということです。これ、特に陳情の審議の仕方において、ちょっとまず説明をして、それから議長の考えもお聞きしたのでそのこともお伝えして、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

これは私としてという、私の考えで、いろいろ考えた結果ということなんですが、私の基本的な考え方は、枠で囲んでます。これ、議会基本条例の第2条、議員間の議論を尽くすよう、そういったことがなされるような委員会運営をできるだけやっていきたいというのが基本的に私の考えです。

特に陳情審議に関してなんですが、赤字と黒字がありますが、黒字で書いてるのがこれまで行われてきた進行です。確認しますと、陳情に関しては、当委員会で7月議会で1件ありました。それから、9月議会で1件ありました。7月議会はこの黒字で書いてる、そういうやり方、このとおりに運営をしました。具体的には、陳情提出者の意見陳述がある場合は、意見陳述をしてそれに対して質疑。それから、その後、ちょっと賛同人と書いてますけど、賛同議員ですね。賛同議員の理由、そして質疑、その後、執行部に対する質疑、それが終結すると討論ということになります。討論というのは、もう賛否を表明して、その理由を各委員述べる。要は賛否に関しての意見表明です。これが討論。その後、採決というふうな進行。これまでずっとこういう形でやられていたと思います。この黒字のままの進行では、いわゆる、何か、議員間の議論の場がなかなか持てないというふうに、これは私の問題意識です。ということで、赤字の部分をこういうふうにしたらどうかというふうに私なりに考えました。

実は、7月議会の陳情は従来どおりの進行をしました。9月議会の陳情の進行は、赤字部分を考慮した進行をしました。具体的に言うと、一つは、参考人意見陳述、質疑、これはもう参考人に対する質疑だけなんですけど、事実関係とか、ちょっと当局の考えを確認してから参考人質疑、そういう場もあるのではないかとというふうに私は思って、参考人の質疑のときに、その関連する範囲ということで、執行部の質疑も交えても構わないというふうな運営をしました。

それから、次は、執行部に質疑の後に、普通は即、賛成、反対、順番に言ってもらえます。討論になりますが、この間で少し委員間同士で、この陳情に関してやり取りをする場があってもいいのではないかとということで、これが赤字で書いている、そういう趣旨で、討論に入る前にこういうふうにしゃべって、実際9月の場合はこのようにやりました。特にそれが、意見とやり取りが終われば討論、そして採決。それから、最後の3つ目の赤字に関しては、採決で陳情の採択する、採択しないが決定します。当然、その理由を委員長報告。それから、実際の陳情者にもこうこうこういう理由でこういう結果になりました、それをちゃんと文書で知らせています。特に不採択になった理由の場合は、これは、従来というか、討論で不採択の理由をそれぞれ述べていただいています。それを基に委員会としてこうこうこういう理由で不採択にしました、なりましたという説明をします。このときも、採決の後に、委員会として、特にこれ、陳情が不採択になったときのことで、どういう理由で不採択かというのを、基本的には討論で、各委員さんが反対の理由で述べたこと。この反対の理由、様々あるので、その特にどれを取り上げるかというのを多少やり取りをしてもいいのか。ここでは特に入れてほしい事柄の要望を委員から募る、そういう場を設けてはいいのではないかとというふうな考えからです。

というふうに、実際9月の陳情の審議はこういった赤字の部分も含めて進行をしました。これに関して、その場で議長から、この陳情の審議の仕方に関しては違和感があるというふうな御意見をいただきました。先日、具体的にはどういう点で違和感があるかというのを議長といろいろ話をしました。理由としては、ほかの委員会と同じような進行をしていないというのが理由でした。

議長、これに関しては補足事項はありますか。違和感ということに関して。今の理由で構いませんか。

議長。

**○稲田議長** まず、このことを今日議論されることを委員の皆様にご覧に諮られたんでしょうか。そこも違和感でございます。私は、このようなことは、このようなことというのは、土光委員が御提案のこういったやり方はしないでくれとはっきりと申し上げております。今日、この場に提出されてることから心外でございます。

理由といたしましては、先ほどお尋ねでしたのでお答えするならば、この民生教育委員会が他の委員会、要は、総務政策委員会、都市経済委員会と違う審査方法をするのは、私は認めるわけにはいかないということをしつかりとお伝えしておきます。以上です。

**○土光委員長** だから、議長の言われる違和感というのは、他の委員会と進行のやり方が異なるということではないですか。

議長。

**○稲田議長** ほかにありますが、視点としてはそれ1点のみをお伝えしておるとい

とです。以上で終わります。

**○土光委員長** これに関して、私としては赤字の部分を入れた形で、今後も陳情の審議をやりたいというふうには私は思っています。理由としては、できるだけ議員間の議論、そういう場を設けたいというのが理由です。議長としては違和感がある。それから、今の発言ではそういった進行は認められないというふうな議長の見解はありました。これについて、基本的には委員会の進行ですので、委員の皆さんと合意を図りながらというふうな形で委員会の進行は決まりますので、今日、こういう場を設けたのは、委員の皆さんの御意見をお伺いしたい。委員の皆さんと話をしながら委員会の運営をやっていききたいというふうに思いますので、今日この場で協議事件として今持っています。

委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

田村委員。

**○田村委員** 本日の民生教育委員会の式次第にないこの議案が、いわゆるゲリラ的に提出をされておるんですけども、これ、事務局、どうお考えなんですかね。だってこれ印刷してくれてる。委員長でもいいけど。

**○土光委員長** 私から答えていいですか。

事前に式次第で、本当はその他とか入れるべきだったと思っています。ただ、前回の委員会で、議長からそういった発言があつて、これに関しては内容とかを委員の皆さんに説明して協議する場を持ちますというふうなのはお伝えしています。それが今回というのは、事前にアナウンスがなかったことは、それは私の落ち度だと思いますが、できるだけ早い時期ということで今日を私は選びました。そういったことで、今日、協議事件として皆さんにこういう場を持ちました。もし、持つ場の手続云々で問題だというんだったら、一旦この話はここで締めて、改めて時間を持つというのを考えます。

田村委員。

**○田村委員** これについては、私も事前に委員長から何度かこういうのはどうだろうということで、私の私見は述べさせていただいておりましたが、おおむね議長が言っておられるとおりでありまして、いわゆる、土光委員長の民生教育委員会2022のオリジナルローカルルールとしてされたいのか、全体に、今、議長からも、いわゆる一つのルールにのっとって全常任委員会が議論をして、それを報告を上げたものについてはいいんだけど、そういうローカルルールで上がってきたものについては認められないという発言がありました。これ、私もそうだと思います。そういうのが各委員会の、いわゆる、2023になったら、じゃあ、またこれどうするんだってという話になってくるわけですし、委員会として決めてしまったということが残ってしまいます。いわゆる、議決権も何も采配する立場にない土光さんがそれをどうするかっていうこともできないわけであって、我々は、あくまで各党派から選出をされて、この民生教育について議論をします。そのパートなのであって、その委員会運営がそこ独自のルールで行われるというのは、これをもしされたいのであれば、やり方とすれば、ほかの常任委員会も含めて議論をするべきであって、我々にこれをどうでしょうかというのは非常に筋違いだと思います。委員長のこの案について、決を、議決されたらどうでしょうか。

**○土光委員長** ほかに意見を募りたいと思います。

錦織委員。

○**錦織委員** 唐突な感じはしましたけれども、もう少し整理して出されたほうがよかったかなというのは思います。ただ、内容については、別に私はこのこと自体は違和感はなく、討論に入る前に、言うと言を言う前に少し委員間のやり取りをしたほうが、私はよりいいなというふうには常々思っていましたので、そういう提起はいいと思うんですけど、田村委員らがおっしゃるように、それをここだけのものにして、今それで決めてしまうっていうのはどうなのかなと。できれば全委員会で、こういうやり方がされたほうが望ましいというふうに私は思います。

(「そうです。」と声あり)

○**田村委員** ほかに御意見。

安達委員。

○**安達委員** 今、錦織委員も言われましたが、唐突感があり過ぎて、審議するっていうところまで、ちょっと自分自身が及びつかないところがあって、発言が非常に厳しいんですが、このことを協議することは、事前にやっぱり委員長、副委員長と相談されながらやっていただきかった。そういう考え方を出されることが、この場で突然されるっていうのは非常に違和感があります。ということと、重なるかもしれませんが、ほかの委員会に関わる部分かなりあると思ってますので、それなら議事運営も含めて議運とかで扱うべきものじゃないかなと思います。

それと、この場でこうやって議論を交わすことが公式なことになると、非常に私は違和感を感じます。以上です。

○**土光委員長** 最後の、この場で議論すること、当然、議事録に残りますよね。

○**安達委員** はい。

○**土光委員長** それは、唐突云々ではなくて、この場でそういう議論をするものではないという御意見ですか。

○**安達委員** はい、私は。公式な見解が出されることが非常に危うく思いますので、そこは先ほど言いましたとおりです。

○**土光委員長** ほかに御意見ございませんか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** この議会基本条例示していただいたんですけど、これには議員間の議論を尽くすように努めることとあって、かなり前に決まったと思うんですが、この間、この議員間の議論を尽くすための協議とか議論が全くなかったっていうことでしょうか。これは事務局の方に聞いたほうがいいんでしょうか。

○**土光委員長** そういった事実があったかどうかということですか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 皆さんが唐突感があるとおっしゃったので、全くこういうことが、今まで話に上っていなかったのかなと思ひまして、伺いました。

○**土光委員長** 私のほうから、私見になりますが、例えば、陳情の審議の今のやり方は、議員間の討議をする場は私はないというふうに思っています。

それから、議員間討議に関しては、議会基本条例でうたわれていて、例えば、これは前年度の議運ですが、議会基本条例の検証という議論をしました。その中で、議員間討議やられてる、十分か不十分か、それから、どういうふうに行われてるか。そういった議論が

なされた事実があります。あと、補足があれば。

**○松下局長** 先ほど委員長が言われたとおりなんですけれども、補足的に申し上げますと、この基本条例の検証の中で、この議員間討論が十分できているかどうかという事は御協議はいただいたんですけども、じゃあ、その後、これについて具体的な新しいルールですとか、そういったものを決めましょうというような話までは出ておりません。以上です。

**○土光委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 分かりました。だから、ここでいきなり具体的なことを話し合うのではなくて、もうちょっと議会全体の場で話し合ったほうが良いという御意見が出てくるってことで理解してよかったですよね。ちょっと経緯が分からなかったんで、すみません、聞きました。ありがとうございます。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 吉岡委員から、新人議員なのでこういう質問出るのかなと思うんだけど、議員間の議論というのは、各会派において会派総会というのが行われて、我々もやっておりますし、他の会派もやっております。会派総会の中で、次の、いわゆる議決事項にその会派代表として委員会に参加するに当たってどう臨むのかということは、とても議論しております。少なくとも我々は。反対もあり、中間の意見もあり、賛成もありという中で、けんけんがくがくしながら様々なエビデンスを取り寄せたりして、最終的に着地点を見いだして、それを持って委員会に参加してるという状態がありますし、私はそれが普通だと思っております。

先日、この話を委員長にしたところ、いや、うちはしてないからというふうに言われました。それは非常に不正常なのであり、その議論を経ずにこの場に臨んでるのかということとは非常に危ういなというふうに思います。ぜひ他の会派に倣って、もうしっかりと、会派としてどう臨むのかという議論をしっかりと尽くしてこの場に参加していただきたいというふうに望みますし、そうすべきだと思います。以上です。

**○土光委員長** ちょっといいですか、今のことで、一つはこの、ここに、資料にあります議会基本条例の第2条（3）、議員間の討議を尽くす、これ、田村委員の先ほどの発言は、この条文を誤読、誤って読んでます。というのは、ここで言ってるのは、本会議及び委員会においてという前提です。そこで議員間討議するように、そういう条文です。まずそれを申し上げておきます。いいですね。

それから、ほかに御意見があればお聞きしたいのですが。

田村委員。

**○田村委員** 今、違うとおっしゃいましたけれども、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民からの議案に関して審議し結論を出すことに当たっては、議員間の議論を尽くすように努めることと書いてます。分かりませんか。本議会及び委員会ではやれとは書いてません。そこで提出された提案、市民からの提案。その提案について、だから、陳情であったり様々なものがこれに入ってくると思うんですけども、それは議員間の議論を尽くすということです。読み間違ってますよ。

**○土光委員長** じゃあ、先ほどの私の発言訂正します。間違えてると言いましたけど、それは撤回します。解釈が違います、読み方が違いますということで。多分、これ、勉強会

ありますよね。ちょっとそれは訂正します。分かりました。

もし御意見があればまずお聞かせいただきたいのですが。ほかで。発言がありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** そうすると、この場では、一つは唐突だというふうに、事前にもちょっとお知らせをしていなかった、資料ももう議論をするその場でお配りしたので、唐突だというのは、それはそのとおりだと思います。だから、まず、この議論を、今日はもうこれ以上、唐突ということもあるので、改めて持ち越すかどうか。それとも、意見の中で、そういった議論は委員会の中でするんじゃないじゃなくて、議運とか何か、そこでやるべきだという御意見もありました。

だから、まず、この議論をもうここで打ち切ってしない。それか、この議論唐突だということもあったので、改めてこれを議論をする場をこの委員会で設ける、どちらかということをもまず決めたいと思います。

それぞれに手を挙げてください。つまり、改めてこういった議論をこの委員会で持つというのが一つ。もう一つは、こういった議論は委員会ではもうすべきでないの、委員会ではもうしない、しないというのは結局、ある意味で私の提案、赤字の分、こういった工夫でやりたいというのは、それはもうすぐはしない。ある一定のどこかで結論が出るまではしない、そういった意味が含まれています。その2つで諮りたいと思いますが、よろしいですか。諮る中身は分かっていたでしょうか。それぞれに挙手をお願いします。

まず、この議論、改めてこの委員会の中で議論をするということで、改めて、ちょっと時間を置いてしたほうがいい、すべきだという方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手…なし〕

**○土光委員長** ゼロですね。一応、両方挙手をお願いします。

それから、こういった議論は委員会でするのではなくて、ここではもうこれでおしまいにして、私の提案も、もうこれはすぐは実行しないで、改めて別の場でしてそれにのっとってやるべきだというふうに思われる方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手…全員〕

**○土光委員長** 分かりました。じゃあそのようにします。

その他の事項で2件。ほかに何かありますでしょうか。

田村委員。

**○田村委員** 事務局にも、これ、十分注意していただきたいんですけども、今みたいなゲリラ的ないわゆる議案っていうのは、もうやめていただきたいと思います。できればその他事項として、何々についてというような記載をしたものを事前机上配付をいただきたい。要望したいと思います。よろしいですか。

**○土光委員長** 松下局長。

**○松下局長** そのように努めたいと思いますが、最終的には委員長なりにこの式次第っていうのも確認をしていただきますので、できるだけそういった形で協議事件が事前に分かるような形で記載に努めたいと思います。

**○土光委員長** 委員長からもその運営に関しては、そういうふうに、その他の事項であっても事前にできるだけお伝えする、そういった進行をしたいと思います。ただ、例えばその他の中で、こちら側は準備してなくても、委員の側から今こういう時期だ、こんなこと

について、そういった提案は妨げるものではないということはお伝えしておきます。  
ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** では、民生教育委員会、閉会をします。

**午前 11 時 30 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 土 光 均